

公益社団法人 静岡県建築士会「静岡県ヘリテージセンター」規約

平成 25 年 7 月 17 日 理事会承認

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人静岡県建築士会静岡県ヘリテージセンターとし、呼称を SHEC (シーク) とする。

(目 的)

第 2 条 この会は、静岡県の歴史・風土・文化を尊重、継承し、静岡県建築士会会員、住民、行政及び職能団体などと技術・情報・活動のネットワークを構築し歴史的建造物の保全・活用を図ることにより、個性あるまちづくりに活かしていくことを目的とする。

(業 務)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 歴史的建造物の保全・活用に関する住民・行政及び職能団体等とのネットワークを構築すること。
- (2) 歴史的建造物を発掘し、常に状況を把握すること。
- (3) 歴史的建造物を活用し、まちづくりに活かす活動を行うこと。
- (4) 歴史的建造物の保全・活用のための相談・調査を行うこと。
- (5) 地震等災害発生時に、関係機関との連携を図り、被災した歴史的建造物の危険度を調査し、応急措置、修理・修復等に関して適切な助言等を行うこと。
- (6) 構成員である地域文化財専門家等の建築士の資質の保持・向上のための講習及び研修を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歴史的建造物の保全・活用のために必要な業務。

(運 営)

第 4 条 この会は、公益社団法人静岡県建築士会に総括事務局を、東部・中部・西部の各ブロックに窓口事務局を置く。

(組 織)

第 5 条

- (1) この会は、この会の趣旨に賛同する本会会員を構成員として組織する。
- (2) この会に、構成員の中から選出するセンター長、ブロックリーダー及びサブリーダーを置く。
- (3) センター長は、この会の活動を統括する。
- (4) ブロックリーダーはブロック内の活動・運営を統括し、サブリーダーはリーダーを補佐する。
- (5) この会の円滑な運営のため、センター長、ブロックリーダー、サブリーダー及びブロック長の 10 名で構成される運営会議を設置する。

(選 出)

第 6 条

- (1) センター長は、構成員の中から選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 各ブロックリーダー及びサブリーダーの選出は、構成員の中から各ブロック長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (3) センター長の推薦により、理事会の承認を得て、外部からの相談役等を置くことができる。

(任 期)

第 7 条 センター長、ブロックリーダー及びサブリーダーの任期は 2 年とする。ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(経 費)

第 8 条 この会の事業にかかる運営経費は、本会経費及び委託料をもって充てる。

(その他)

第 9 条 この規約に定める以外の事項は、公益社団法人静岡県建築士会の定款及び細則等に準拠する。

(附 則)

- 1 センター長、ブロックリーダー及びサブリーダーが理事会の承認を受けるまでは、景観整備機構がその業務を遂行する。
- 2 第 7 条に係る任期については、初年度を 2 年目とする。
- 3 この規約は、平成 25 年 7 月 17 日から施行するものとする。